

(液状化現象により被害を受けた家屋の評価)

[Q 8] 液状化現象により被害を受けた家屋はどのように評価するのですか。

[A]

特定非常災害に係る特例が適用される財産は、特定土地等及び特定株式等であり、家屋はその適用対象となる財産ではありませんので、課税時期の現況により評価します。ただし、一定の要件に該当する場合には、災害減免法第6条((相続税又は贈与税の計算))による相続税又は贈与税の減免措置の対象となります。

なお、災害減免法第6条の対象となる場合には、液状化現象により傾いた家屋を水平にするため等の原状回復費用の見積額(保険金、損害賠償金等により補填された金額を除きます。)をもって災害減免法第6条の「被害を受けた部分の価額」の計算における家屋の「被害額」として差し支えありません(Q4(液状化現象により被害を受けた特定土地等の評価)参照)。

(注) 上記の「一定の要件に該当する場合」とは、①相続税又は贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額(相続税については債務控除後の価額)のうち被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること又は②相続税又は贈与税の課税価格の計算の基礎となった動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産(土地等を除きます。)及び立木(以下この(注)において「動産等」といいます。)の価額のうち動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であることのいずれかに該当する場合をいいます。

【関係法令等】

災害減免法第6条

災害減免法令第12条